

公益財団法人三重県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第45条の賛助会員に関して必要な事項を定め、賛助会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

2 賛助会費は、スポーツ振興事業を強力に推進するための資金とするため、三重県民並びに一般企業をはじめとする団体等の協力によって広く資金を調達するものとする。

3 賛助会費は、三重県におけるスポーツの健全な普及と発展を図るために支出し、県民の体力及び競技力の向上に寄与することで、健全で明るい県民生活を育成することを目的とする。

(賛助会員)

第2条 定款第44条に規定する賛助会員は、この法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を提出するものとする。

(理事会への報告)

第4条 代表理事は、賛助会員の入会状況等を理事会に報告しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、毎年賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費は下記各号のとおりとする。

(1) 個人 一口 10,000円

(2) 団体 一口 20,000円

(賛助会費の使途)

第6条 前条の賛助会費の使途は、その全額を公益目的事業費に使用するものとする。

(除名)

第7条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(4) 正当な理由がなく賛助会費を1年以上納入しないとき。

2 賛助会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は、この法人に退会の意思を示し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が既に納入した賛助会費については、これを返還しない。

(賛助会員の特典)

第9条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) この法人が主催・共催する研修会、セミナー等に、優先的に参加することができる。

(2) この法人が随時企画するイベントの情報提供を受けることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

1 この改正規程は、平成9年5月22日から施行する。

2 この改正規程は、平成25年3月15日から施行する。

3 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

4 この改正規程は、平成30年6月18日から施行する。

5 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。